

# スカイタウンつつじが丘草刈業務仕様書（令和8年度）

## 1 業務名

スカイタウンつつじが丘草刈業務

## 2 業務場所

和歌山市つつじが丘地内、本脇地内

## 3 業務内容

- (1) 残地、法面、市所有宅地等について草刈又は除草を実施すること。年2回又は年1回の場所があり、延面積は約 50,321 m<sup>2</sup>である。（この面積はあくまでも図面上の概算である。）
- ア 残地・法面草刈は年2回（5月～6月、9月） [約 23,382 m<sup>2</sup>] : 黄色  
イ 1号調整池・法面等草刈は年2回（7月、10月） [約 6,128 m<sup>2</sup>] : 緑色  
ウ 1・2号調整池・法面等草刈は年1回（10月） [約 3,666 m<sup>2</sup>] : 赤色  
エ その他・法面草刈は年1回（11月） [約 8,341 m<sup>2</sup>] : 青色  
オ モニュメント広場ほか草刈、緑化ブロック除草は年2回（5月、9月） [約 1,698 m<sup>2</sup>] : 桃色  
カ 市所有宅地草刈は年2回（5月、9月） [約 7,106 m<sup>2</sup>] : 橙色
- (2) 刈り取った草木等は飛散させないように速やかに集草して受託者の責任において搬出処分すること。また、集草の際、軽易なごみ拾いを行い、同時に集積処分すること。
- (3) 草刈施工箇所において、雑木（中低木）の伐採も行い、搬出処分すること。

## 4 業務上の留意事項

- (1) 石、刈草、ごみ等が歩行者、車両、道路、民家、事業所等へ飛散しないよう必要に応じて飛散防止措置を施し、十分注意して作業を行うこと。特に民家及び事業所近辺で草刈作業を行う場合は、石、刈草、ごみ等が飛ばないようにシート類等で囲うなど、飛散しないように十分に対策を行うこと。
- (2) 原則として、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの範囲内で作業を行うこと。近辺に民家又は事業所がある場合は、騒音等（洗濯物への付着も含む）の発生を考慮し、事前に住民又は事業者あてに声かけを行うこと。
- (3) 雜草・植物類の刈り込みは、草丈 3 cm 以下とすること。
- (4) 本業務を実施するに当たり、万が一、事故・苦情等が発生した場合は、受託者において責任を持って対処すること。
- (5) 工程表及び業務工程表は住宅政策課担当者と事前協議の上、作成すること。なお、作業日及び作業箇所の草刈、除草順位等は状況に応じて調整を行うものとする。
- (6) 本業務履行中における作業員の事故、機械器具等の破損については、市は責任を負わない。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。
- (8) その他、必要に応じて市担当者の指示に従うものとする。

## 5 提出書類

### (1) 工程表

年間の工程表を作成し、契約後、速やかに提出すること。

毎月の作業終了後、赤い実線で作業歩合を追記して、提出すること。

### (2) 業務工程表

毎月の業務着手前に提出すること。

(3) 作業報告書

毎月の作業終了後、速やかに提出すること。

ア 作業日誌

イ 写真（作業前、作業中、作業後、運搬）

写真はできる限り、同じ位置で撮影し、作業前後の比較が容易に判断できるようにすること。

写真チェック表等を作成し、各地点で写真を撮り忘れのないように撮影すること。

ウ 刈草、伐木等を適切に処分したことを確認できる書類（廃棄物処理施設への搬入伝票等）

(4) 業務完了通知書

業務名、契約金額、契約年月日及び履行期間を記した和歌山市長あての通知書を第1回目（5月～7月分）終了後、第2回目（9月～11月分）終了後、それぞれ遅滞なく提出すること。

## 6 その他留意事項

(1) 本委託業務の範囲及び作業内容の軽微な増減があっても、委託契約金額の増減は行わない。

(2) 1号調整池、2号調整池及びその他の法面等において、処理方法の提案等がある場合は、事前に本市と協議を行うこと。

(3) 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

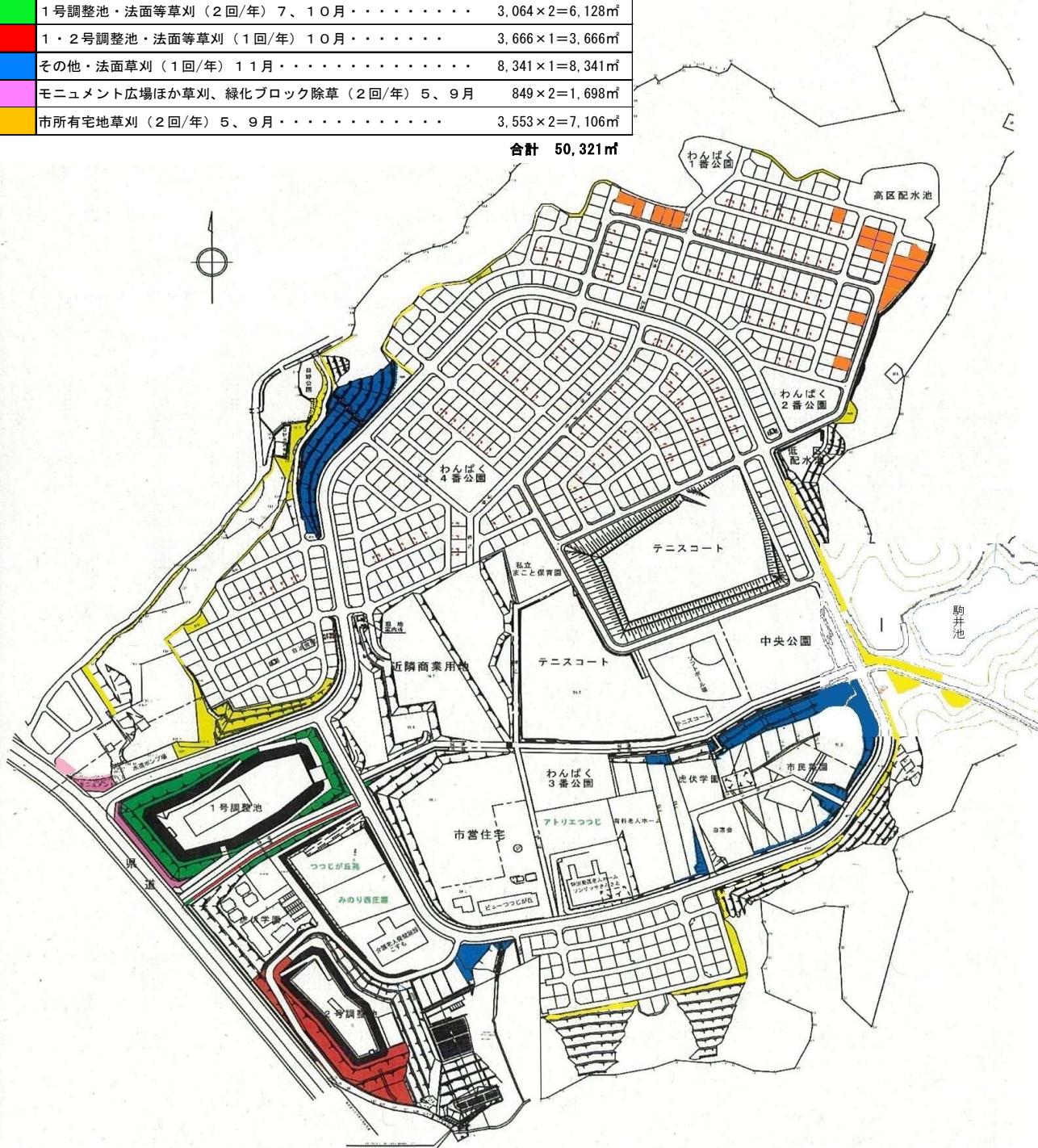
なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

## 和歌山市スカイタウンつつじが丘平面図

スカイタウンつつじが丘草刈業務（令和8年度）

残地・法面草刈（2回/年）5、6、9月	$11,691 \times 2 = 23,382 \text{m}^2$
1号調整池・法面等草刈（2回/年）7、10月	$3,064 \times 2 = 6,128 \text{m}^2$
1・2号調整池・法面等草刈（1回/年）10月	$3,666 \times 1 = 3,666 \text{m}^2$
その他・法面草刈（1回/年）11月	$8,341 \times 1 = 8,341 \text{m}^2$
モニュメント広場ほか草刈、緑化ブロック除草（2回/年）5、9月	$849 \times 2 = 1,698 \text{m}^2$
市所有宅地草刈（2回/年）5、9月	$3,553 \times 2 = 7,106 \text{m}^2$

合計  $50,321 \text{m}^2$



## 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）は、スカイタウンつつじが丘草刈業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （委託業務）

第1条 発注者はスカイタウンつつじが丘草刈業務（以下「委託業務」という。）の履行を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

### （契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和8年12月28日までとする。

### （委託業務の履行方法）

第3条 受注者は、別紙仕様書の内容に従って、委託業務を履行しなければならない。

### （委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関する必要な指示を与えることができる。

### （業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

### （損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者と受注者とが協議して定める。

2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

### （受注者の履行不能）

第10条 受注者は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、発注者に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10の額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 受注者は、委託業務を履行したときは、遅滞なく発注者の確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果、発注者から補正を命ぜられたときは、直ちにこれに応じなければならない。

(委託金の支払)

第12条 受注者は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、発注者に対して、年2回払いとし、委託金の支払を請求するものとする。 (第1回 5月～7月分

円、第2回 9月～11月分 円、合計

円)

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第14条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（7）受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

#### （談合等不正行為に係る発注者の解除）

第16条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（1）公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（3）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（4）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等

の提出に基づく受注者選定を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、発注者の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは受注者に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 受注者は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 受注者は、受注者又は受注者の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、受注者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者受注者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産(以下「重要情報資産」という。)を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、発注者、受注者間に訴訟の必要が生じた場合、発注者を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花正啓

受注者

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。